

2025 年度第 1 回室蘭工業大学外国人客員研究員募集要領

1 趣 旨

国際連携による共同研究等を推進するため、外国人客員研究員の滞在費を支援する。

2 支援内容

2025 年 5 月～10 月来日、かつ、受入期間 1 か月以上 3 か月以内の外国人客員研究員の滞在費を支援する。

滞在費 日額 5,000 円 （※研究員 1 名あたりの支援上限額 450,000 円）

3 支援件数 数件（予算総額 約 900 千円）

4 応募の条件

- ① 実質的な共同研究に進展しているもの
- ② 実質的な共同研究を目指すもの
- ③ 研究終了後に具体的な成果が期待できるもの
- ④ 研究期間は原則として単年度とするが継続する場合もある。

5 応募資格 全教員

6 応募方法 別添資料計 3 点を Garoon のメッセージにて『国際交流室 国際企画係/留学生係』宛へ提出すること。

- ① 2025 第 1 回_外国人客員研究員申請書
- ② 2025 第 1 回_推薦状 (Letter_of_Recommendation)
- ③ 事前確認シート〔外国人及び特定類型該当者受入用〕

7 応募締切 2025 年 1 月 17 日（金）

8 審査・決定 学長が審査のうえ決定する。審査にあたっては、本学との交流協定校との共同研究を優先する。

9 成果の報告 研究成果報告書を外国人客員研究員の受入期間終了後、1 か月以内に国際交流センターを通じて学長へ提出すること。

10 スケジュール

【1 月 17 日 応募締切】→【1 月下旬 審査】→【2 月上旬 結果通知】

⇒【VISA 申請を要する場合】→【来日予定日の 3 か月前に在留資格認定証明書申請】

⇒【VISA 免除国（以下参照）】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

1 1 そ の 他

外国人客員研究員の受入期間に関して、本制度による滞在費が支給される受入期間は、上述の「2 支援内容」のとおり 1 か月以上 3 か月以内ですが、室蘭工業大学外国人客員研究員規則第 8 条で定める受入期間は、1 か月以上 1 年以内であるため、3 か月を越えて滞在することに差し支えありません。ただし、3 か月を超えた受入期間は、滞在費を支給することはできません。

予算財源に関わらず、外国人客員研究員に旅費を支給することはできません。

第 2 回（2025 年 11 月～2026 年 3 月来日分）募集は、2025 年 6 月頃を予定していますが、第 1 回の採択状況によっては予算の都合により募集しない可能性もありますことをご承知おきください。